

2024年2月22日

各位

会社名 株式会社情報戦略テクノロジー
代表者名 代表取締役社長 高井 淳
(コード番号：155A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役経営管理部長 廣田 重徳
(TEL 03-5468-6670)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2024年2月22日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,470,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2024年3月8日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2024年3月27日(水曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2024年3月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、アイザワ証券株式会社、あかつき証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、株式会社SBI証券、極東証券株式会社、松井証券株式会社、マネックス証券株式会社及び丸三証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2024年3月18日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2024年3月19日(火曜日)から
2024年3月25日(月曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2024年3月28日(木曜日) |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。 |
| (11) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 恵比寿支店 |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|---|---|----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 600,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 東京都大田区
高井 淳 | 600,000株 |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1. における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1. における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1. における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1. における募集株式の引受価額と同一とする。 | |
| (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|---|--------------------------------|---|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 310,500株（上限）
（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2024年3月18日（発行価格等決定日）に決定される。） |
| (2) 売 出 人 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社 | |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しである。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1. における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1. における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1. における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

4. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | | |
|--------------------------|--|----------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 310,500株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（上記1. における募集株式の払込金額と同一とする。） | |
| (3) 申 込 期 日 | 2024年4月26日（金曜日） | |
| (4) 払 込 期 日 | 2024年4月30日（火曜日） | |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2024年3月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 | |
| (6) 割 当 方 法 | 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。 | |
| (7) 割 当 価 格 | 未定（上記1. における募集株式の引受価額と同一となる。） | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (9) 払 込 取 扱 場 所 株式会社みずほ銀行 恵比寿支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記3. のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。

5. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

上記1. の公募による募集株式発行に関して、当社は、みずほ証券株式会社に対し、募集株式数のうち、取得金額 51,898 千円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会（名称：情報戦略テクノロジー社員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。なお、親引けは日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 1,470,000株 |
| (2) 売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 600,000株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限310,500株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2024年3月11日(月曜日)から
2024年3月15日(金曜日)まで |
| (4) 価格決定日 | 2024年3月18日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2024年3月19日(火曜日)から
2024年3月25日(月曜日)まで |
| (6) 払込期日 | 2024年3月27日(水曜日) |
| (7) 株式受渡期日 | 2024年3月28日(木曜日) |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が310,500株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である高井淳（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2024年2月22日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式310,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2024年3月28日（上場日）から2024年4月24日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	8,500,000株
公募による新株式発行による増加株式数	1,470,000株
公募後の発行済株式総数	9,970,000株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	310,500株(最大)
増加後の発行済株式総数	10,280,500株(最大)

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 805,440 千円(※)に、第三者割当増資の手取概算額上限 171,396 千円(※)を合わせた手取概算額合計上限 976,836 千円については、①設備投資費として 114,030 千円、②運転資金として 862,806 千円をそれぞれ充当する予定であり、具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

① 設備投資(本社移転による拠点の集約及び拡張)

当社は、システム開発における課題の解決やあるべき姿の実現を目指し、顧客とエンジニアが協働して進めるシステム開発のあり方を「0次システム開発」と称して顧客にサービス提供しております。「0次システム開発」における開発速度や品質を高めるためには開発チーム内での円滑なコミュニケーションが重要であり、また社員エンジニアが迅速に成長することのできる環境を整備することが重要です。

そのため、意思伝達及び情報共有の迅速化・効率化を目的として、現在本社とサテライトオフィスの2ヶ所に分かれている拠点を1ヶ所に集約し、且つ、増加する社員数に対応するとともに、異なるプロジェクトに参加するエンジニアが対面で情報交換することで技術的知識の習得やプロジェクト管理等をしやすくすることを目的に、現本社近隣への本社移転に係る内装等工事費用及び敷金として2025年12月期に114,030千円を充当する予定であります。

② 運転資金(本社の移転・拡張、人材の採用)

上記の本社移転及び拡張により、増加する地代家賃として80,002千円(2025年12月期に40,001千円、2026年12月期に40,001千円)を充当する予定であります。

また、当社においては、顧客との間で提案・相談を繰り返しながら協働して開発していく「0次システム開発」を担う優秀なエンジニアを、いかに採用し育成するかが、持続的に事業を拡大する上で最も重要と考えております。そのため、エンジニア社員の採用により、人件費として原価計上される社員人件費に関して、782,804千円(2024年12月期に217,172千円、2025年12月期に565,632千円)を人件費の増加分として充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、実際の充当期間までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(※) 有価証券届出書提出時における想定発行価格600円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、将来の事業拡大と、それに即応できる財務体質の強化のため、現時点では配当を実施しておりませんが、株主への利益還元的重要性について認識しております。今後、収益力の強化や、経営基盤の安定化を進め、株主に対して安定的且つ継続的な配当の実施を検討していく方針であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化および事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用し、長期的に企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)、(2)に基づき、各事業年度の財政状態と経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を継続的且つ安定的に実施してまいりたいと考えております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△)	△10.94円	3.40円	33.57円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	－%	20.9%	96.6%
純資産配当率	－%	－%	－%

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。
5. 2020年12月期の自己資本当期利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
6. 2020年12月期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、E Sネクスト有限責任監査法人の監査を受けておりません。

5. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人且つ貸株人である高井淳、当社株主である株式会社I S Tホールディングス、磯谷幸始、情報戦略テクノロジー社員持株会及び廣田重徳並びに新株予約権者であるコタエル信託株式会社及び近藤将人は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2024年9月23日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、公募による募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2024年2月22日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平且つ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。